

一般廃棄物処理業者の皆様へ

川崎市では、事業系廃棄物の適正処理のため、産業廃棄物について知っておくべきルールを簡単に示した排出事業者向けのチラシ（別添）を作製しています。

当課では、事業系廃棄物のルールについて、排出事業者への立ち入り等により指導を行っているところですが、排出事業者の中には基本的なルールをご存じない方も多数いて、プラ混入などの不適正排出も後を絶ちません。

つきましては貴社におきまして、顧客の方への周知が可能でしたら、不適正排出防止のためにもこちらのチラシを活用いただけませんか。

必要数をお申し付けいただければ送付いたしますので、御協力よろしくお願いいたします。

川崎市環境局生活環境部
廃棄物指導課計画推進係
044-200-2581
30haiki@city.kawasaki.jp



KAWASAKI
SDGs



Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

プラスチックごみは産業廃棄物です！

事業活動に伴って
生じた廃棄物

産業廃棄物

特別管理産業廃棄物

…感染性産業廃棄物など

普通の産業廃棄物

…廃プラスチック類など

廃棄物処理法で定める 20 種類

市では収集
しません

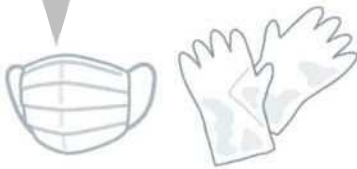
一般廃棄物

…産業廃棄物以外（紙ごみ、厨芥類など）

プラスチック製のものはすべて産業廃棄物です。
一般廃棄物に混ぜないようにしてください。

家庭ごみの分別方法
とは異なります！

不織布は石油由来のため
廃プラスチック類（産廃）



金属くずと
廃プラスチック類
の混合物（産廃）



産業廃棄物には「資源物」「不燃物」という分類はありません。

産業廃棄物のルール（罰則あり）

① 契約書

書面契約

収集運搬・処分
それぞれの契約が
書面で必要



許可証

委託先の事業者が許可を受けて
いるか、期限が切れていないか
確認できるもの

② マニフェスト

産業廃棄物の収集時 に交付

排出事業者が交付
（電子の場合は入力）

返送と内容の確認

廃棄物の運搬
・処理の完了を確認

③ 保管

適正保管

混ざらないように
種類ごとに保管

飛散・流出・地下浸透
・悪臭が発生し
ないようにす



5 年間保存義務

その他の 産廃（例）



ガラスくず
（コップ）

金属くず
（空き缶）



金属くずと汚泥
の混合物（電池）



廃油



産業廃棄物の委託先を
探したい場合の問合せ先
（公社）神奈川県産業資源循環協会
045-681-2989

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課計画推進係 044-200-2596（産業廃棄物）
減量推進課指導係 044-200-2568（一般廃棄物）